

# 秦漢時代の裁判制度

——張家山漢簡《奏讞書》より見た——

宮 宅 潔

【要約】 張家山漢簡《奏讞書》の出土により秦漢時代の裁判制度について、その開始より到着に到るまでの詳細な手続きが知られるようになった。本稿はこの史料に拠りつつ裁判手続きの進行を素描し、以下の結論を得た。裁判はまず供述聴取に始まり、詰問をへて事実関係が確定される。続く詰問段階からは明らかとなった事実が総括され、量刑のための材料が整えられる。それを承けて罰すべき者の身分、罰すべき行為が確認され、これに引き当てる律令が選択された。こうした手続きを進め、判決を下す権限を持つ最末端の機関は県であったものの、県配下の郷亭が供述聴取の場となる場合もあった。また被疑者が裁判を進める機関の管轄外にいる場合には召喚状が発せられ、そこに身柄が送られた。裁判の担い手は主として小吏であり、詰問に到るまでの段階を彼らを取り仕切ったため、それ以降の手続き内容からしても事実上刑罰を確定してしまいかねない大きな権限を振るうこととなった。

史料 八一巻二号 一九九八年三月

## はじめに——張家山漢簡《奏讞書》の概要

江陵張家山二四七号墓は一九八三年二月から翌年一月にかけて発掘調査され、ここから《奏讞書》という書題をもつ冊書が出土した。同墓は江陵県城の西北一・五キロに位置し、《二年律令》《蓋廬》《脈書》《引書》《算数書》等の書籍及び曆譜も同時に発見された。下葬年代は《二年律令》や曆譜の分析から呂后二年（前一八六）以降に比定されている。<sup>①</sup>

曆譜によると墓主は恵帝元年（前一九四）に「病免」しており、彼が少なくとも官吏であったことは確かである。だがそれ以外に墓主の身分を直接示す材料はなく、法律関連の書籍が多く出土したことから、その方面の業務に携わっていたことが推測されるに過ぎない。<sup>②</sup>

竹簡の出土状況は必ずしも良好ではなく、早い時期に水や泥が棺槨の中に入り込み、出土時には泥の中に簡が散乱するあり様だった。その中であつて竹簡の底部に納められていた簡は比較的保存状況が良かったというが、前に掲げた書籍のうちどれがそこから出土したのか、説明はない。綴じひもが残っていたという報告もなく、冊書の復元は主として内容の分析から進められたのであろう。

《奏讞書》は一九八五年にまずその概要が紹介され、その後一九九三・九五年には釈文の公表を見た。<sup>③</sup> 全部で二二七簡、二十二件の裁判記録から成る冊書である。『文物』誌上には全釈文が掲載されたものの、図版は一部しか公表されなかつた。釈文が「」で区切られ、どこまでが一本の簡に書かれたのか、それがどのように配列されているのかはとりあえず了解できる。だがそれによつて全体を復元すると二三四簡しかない。断簡や釈読不能の簡があり、その釈文が省略されているのか、それとも印刷ミスで「」の符号を洩らしている——前後と比較して、とても一簡には収まらない箇所もある<sup>④</sup>——だけなのか、現時点でははつきりしない。出土状況からしても《奏讞書》が一簡も欠けることなく復元されたとは考えにくく、残欠の可能性も当然想定せねばなるまい。

《奏讞書》には春秋時期に仮託された裁判案件から高祖十年の紀年を持つ案件までが含まれ、従つて書写年代は高祖十年（前一九七）以降と考えられる。高祖劉邦の諱「邦」は見あたらぬものの、恵帝劉盈の「盈」、文帝劉恒の「恒」は避けられていない<sup>⑤</sup>。果たして避諱が厳密に行われていたのか、全体が一度に書写されたものなのか、と保留点も残るが、下葬年代とも考えあわせて高祖十年から恵帝初年にかけて書写されたと推測できる。

二十二の裁判記録は上級に報告されるまでの経緯、上申の理由、主体、さらには時代や書式の違いによつていくつかに

分類できる。以下にその内容を簡介しよう。なお丸で囲った数字は「文物」掲載時に各案件に付された番号である。

①から⑤は漢代の疑獄の記録。法典に当てるべき明文規定がなく、処断に迷った県が上級に判断を仰いだもので、裁判の経過、疑義の所在、それに対する上級の処断等が記されている。裁判の詳細をとどめており、その手続きを跡づける上で非常に重要な部分である。

⑥から⑬も疑獄上申の記録だが、上申の主体は郡。全て一簡か二簡に収められており、①から⑤と比べて書式はごく簡単である。

⑭から⑯は被疑者が高位者であったために断罪の可否について上級に伺いが立てられたもの。⑭と⑯は郡が、⑯は県が裁判を担当している。ともに漢代の裁判記録であり、①から⑤と共通する裁判進行の詳細が記されている。

⑰は全二十五簡、すでに裁きをうけた者が判決を不服として再審理を求めた、所謂「乞鞫」の記録である。再審請求を承けて前回裁判の要旨が示され、再審理の記録が続く。審理の末に冤罪は晴れ、中央の廷尉から県に対して刑の解除が命じられる。

⑱は全三十五簡で、「●南郡卒史蓋盧摯田段卒史鵬復攸庫等獄簿」と記された表題簡を持つ。南郡で起こった反乱に討伐軍が派遣されたが、二度にわたって敗退し、その責任が追及された。ところが責任追及を担当した県令は兵卒となった一般人民の罪のみを報告し、統率者の罪には言及しなかった。これが問題となつて御史より南郡に取調命令が下り、それを承けて行われた取調の記録がこの「獄簿」である。

⑲と⑳はいずれも春秋時代に仮託された案件。前者は衛の史猷に仮託されたもので、衛君の取調命令に対して史猷がその結果と然るべき処断とを報告している。後者は魯の柳下季に仮託され、彼の事件処理に魯君が疑問を挟んだため、柳下季が判断の根拠を説明する、という筋である。前者と同じ主題を持つ説話が『韓非子』内儲説下にも見え、そこでは衛君の役回りに晋の文公や平公が当てられている<sup>⑦</sup>。従つて共通の主題を持つ説話が配役のみを入れ替えて広く流布していたこ

とが想定でき、史猷が登場するからとて、この案件を春秋衛の裁判記録とすることはできない。

⑳は秦代の疑獄上申の記録。だが㉑から㉓とは異なり、県から廷尉に上申された後の、廷尉における議論が詳細に記される。㉒㉓とこの案件は他と書式を異にし、まず処罰の前提となる法や律が列挙された後、「今」<sup>①</sup>として事件の経過が記される。

㉔も秦代の裁判記録だが、上級に報告された理由が他とは全く異なる。裁判に問題があったわけではなく、獄史が難事を見事に解決したため、「獄史が手がかりのない難しい案件を解決できた場合はこれを上申せよ」という令の規定に基づいて県が上申を行い、獄史を卒史に補任せんことを請うている。このいわば「推薦状」に事件の経過記録が付され、全体が構成されている。

二十二の案件が何故この順に配列されたのか、整理小組の説明はない。前半が漢代の案件、後半が春秋から秦の案件という具合に時代の新しいものから並べられているのは、おそらく書題の位置から類推してのことであろう。冊書の書題は通常先頭簡か末尾簡の背面に書かれるが、「奏讞書」という書題は案件㉔の末尾簡背面に記されていた。㉔は三十一簡から成り、その末尾簡背面に書題がくることから、整理小組は《奏讞書》を書題が冊書の末尾にくる形式と判断し、この秦代の案件を最後に据えたのであろう。その上で後半により時代の古いものを、前半に新しいものを集め、書式、内容の類似する案件をひとまとめにしながらい配列したものと想像できる。

各案件は書式、内容とも非常に雑多であり、それらの性格は一樣でない<sup>②</sup>。そもそも漢代において「讞」とは疑義のある裁判案件について上級に報告し、その判断を仰ぐことと理解されてきた。だがその意味で「讞」に関連するのは案件㉑から㉓と㉔だけである。二十二の案件に強いて共通項を求めらば、疑義の有無はともかく全て上級に報告されることになった裁判案件である、という点が指摘できる。睡虎地秦律にも「讞(讞)」字が見えるが、その中には裁判とは何の関わりもなく、単に「上級に報告する」ほどの意で用いられている例がある<sup>③</sup>。《奏讞書》の「讞」もこのより広義の「讞」な

のであろう。様々な性格をもつ史料が、「上級に報告（すなわち讞）された裁判記録」という共通項の下に、雑多な形で集積されたのが《奏讞書》であり、利用に際しては書写に至るまでの来歴を個々の案件ごとに検討する必要がある。

本稿は右に簡介した案件の内、①から⑤、⑭から⑱、⑳・㉑、すなわち秦漢の裁判手続きの詳細を伝える史料を利用し、一人の人間を刑罰に当てる手続きが如何なる手順を踏んで進行するのか、その跡を追うことを目的とする。秦漢の裁判制度については夙にフルスウェ（A.F.J. Hulsewe）氏の研究があり、近年では睡虎地秦簡の分析から榎山明氏が秦の裁判制度を復元された<sup>⑩</sup>。この二論文には啓発されるどころ多く、裁判用語の理解も主としてこれらに拠った。ただフルスウェ論文は正史に残された裁判史料に依拠しており、史料の性格上その中には高位者に関わるものが多い。勿論そこにも裁判制度の大原則は見いだせるのであるが、個々の手続きが行われる場やその担い手は誰か、という点に注目すると、被疑者が高位者であるがゆえの特例ではと思わせる場面にはしばしば行き当たると。そうした史料の制約のため、個々の手続きの内容分析については示唆に富むフルスウェ論文も、その場や担い手については十分な説明がない。一方榎山論文は睡虎地秦簡中の法制史料に拠る。この史料は「治獄令史」であった墓主が生前使用した法律関係のマニユアルとされており、県の一獄吏として彼が担った職務の内容を今に伝える。従ってそこには県における「通常」の手続きの、詳細な有様を見出すことができる。だがこの史料にもその性格上一つの懸念が残る。これが個人のマニユアルであるなら、一獄吏が関わる範囲の手続きについては詳しいが、その範囲を越える部分については等閑に付されているのではないか、という虞れである。

これに対し前掲の案件は、完全に生の文書ではないものの、その口吻を十分に残し、裁判の開始から到着に至るまでの詳細をとどめている。その意味で先行研究の拠った史料を補うものといえる。従って本稿では裁判の開始から到着までを通覧するとともに、各手続きが官僚機構内のどこで、誰によって担われているのかという点に注目してみたい。

《奏讞書》はまだあまりなじみのない出土史料であるから、まず典型的な案件を例示・訳出し、具体像を紹介しておくのが筋であろうが、紙幅の都合によりそれはかなわない。すでに幾人かの先学が訳出を試みており、<sup>⑫</sup> それらを適宜参照し

ていただくこととして、早速本論に入りたい。

- ① 張家山漢墓竹簡整理小組一九八五、一一頁、陳・閔一九八五。
- ② 張家山漢墓竹簡整理小組一九八五、一五頁。
- ③ 概要が荊州地区博物館一九八五、張家山漢墓竹簡整理小組一九八五、積文が張家山漢墓竹簡整理小組一九九三、同一九九五。
- ④ 一簡の文字数は殆どが四〇字程度に収まる。だが例えば案件⑬の第五簡〔文物〕の配列に従う。以下⑬・⑤という具合に略称。は六二字、⑳・16は六五字。
- ⑤ ⑭・4「盈卅日不自占」、⑮・27「獄留盈卒歲」、⑯・5「御史恒」、⑳・24「恒游旗下」。
- ⑥ 睡虎地秦簡では避諱が厳密に守られていないことが指摘されている。Maswald Beck 一九八七参照。
- ⑦ 「韓非子」内儲説下「文公之時、幸臣上炙而髮繞之。文公召幸人而譙之曰、女欲寡人之哽耶、奚為以髮繞炙。幸人頓首再拜請曰、臣有死罪三。援礪砥刀、利猶干將也。切肉肉斷而髮不斷、臣之罪一也。援木而貫鬚而不見髮、臣之罪二也。奉熾爐、炭火赤而紅、而炙熟而髮不燒、臣之罪三也。堂下得無微有疾臣者乎。公曰、善。乃召其堂下而譙之、果然、乃誅之。 一曰、晋平公觴客、少庶子進炙而髮繞之。平公趣殺炮人、母有反令。炮人呼天曰嗟乎、臣有三罪。死而不自知乎。平公曰、何謂也。對曰、臣刀之利、風靡骨斷而髮不斷、是臣之一死也。桑炭炙之、肉紅白而髮不焦、是臣之二死也。炙熟、又重睡而視之、髮繞炙而目不見、是臣之三死也。意者堂下其有翳憎臣者乎。殺臣不亦蚤乎。」前者は「説苑」にも引かれる。「晋文公饗炙而髮繞之。幸曰、佩刀砥礪、利由干將。切肉斷而髮不絕、臣罪一也。愛誅貫鬚而不見髮、臣罪二也。爐炭赤紅而髮不絕、臣罪三也。文公曰、噫、此有所在。乃召次宰詰之、果服也。」〔北堂書鈔〕卷五五引「説苑」]

- ⑧ 《奏讞書》の性格については小嶋一九九七参照。案件の中には秦諱を避けるものと避けぬものとがともに含まれ、《奏讞書》が取材した史料の多様性を窺わせる。
- ⑨ 睡虎地秦簡《秦律十八種》の徭律(SHT. 115-124, B. 47)（引用する睡虎地秦簡の記事は「睡虎地秦墓竹簡」(文物出版社、一九九〇)に拠る。括弧内はこのテキストにおける簡番号と積文掲載の頁数。) ……毋敢擅壞更公舍官府及廷、其有欲壞更殿、必灑之。欲以城且春益為公舍官府及補繕之、為之、勿灑。…… 県は公の宿舎、役所の建物、及び廷を勝手に取り壊したり改修したりしてはならない。もし取り壊したり改修したければ、必ず報告せよ。城且春を動員して公の宿舎、役所の建物を増築、及び修繕する場合は、「自由に」これを行ってよく、報告には及ばない。ここで申請されているのはいわば改築願であり、疑獄はおろか裁判とも関連を持たない。この「灑」字は上級への報告、ほどの意味であろう。池田一九九五bもこの点指摘する。
- ⑩ Hulsewe 一九五五。
- ⑪ 榎山一九八五。
- ⑫ 飯尾一九九五、池田等一九九六、等。

一 裁判の行われる場

(一) 取調の場

《奏讞書》の各案件で裁判の場となっているのはいずれも県以上の機関である。判決を下し、刑を執行できる最末端の単位が県である以上、これは当然ともいえる。だが《奏讞書》以外の史料にも目を向けると、被疑者の供述聴取に関する限りでは、県の下級単位である郷や亭もこれに携わっていたことが窺える。

まず逮捕時に容疑を確認すべく郷亭で取調が行われることがあった。例えば睡虎地秦簡《封診式》の「亡自出」では勞役を逃れた男子が郷に出頭し、まず郷がこれを取調べ、その上で取調結果と身柄が県に送られている。<sup>①</sup>《奏讞書》中にも類例がある。案件①⑦は牛泥棒の裁判記録であるが、亭が最初に容疑者を「質」している。このいわば職務質問によって牛が盗品である疑いが濃くなり、その旨が亭から県に報告された。これが端緒となって県による取調が開始している。

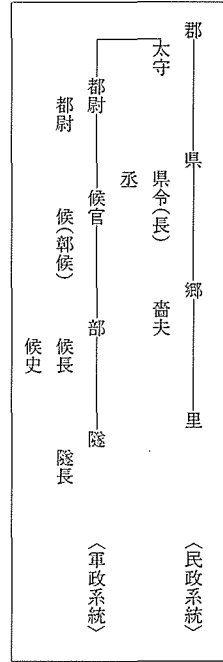
県の主宰する裁判がすでに進行している場合でも、関係者が郷亭で取調べられることがあった。時代も降り辺境の事例となるが、居延漢簡に郷亭での取調が見える。《候粟君所責寇恩事》冊書と呼ばれる一連の簡は、候官の長であった粟君と民間人の寇恩との間に生じた訴訟の記録である。ここで一方の当事者である寇恩は居延県の都郷畜夫により供述を聴取されている<sup>②</sup>。さらに候長と候史が配下の際長の供述調書をとっている例も見られる。

建始元年四月甲午朔乙未臨木候長憲敢言之爰書雄与候史輔驗問際長忠等七人先以從所主及它部官卒買<sup>③</sup>

三日而不更言請書律弁告乃驗問際長忠卒賞等辞皆曰名郡県尉里年姓官除各如牒忠等毋從所主及它<sup>④</sup>

(EPT五・三〇)

建始元年（前三二）四月甲午朔乙未（二日）、臨木候長の憲が申し上げます。爰書。候史の輔と合同で際長の忠等七人を驗問いたしました。最初に自分が勤務する部及び他の部の官卒から……買い、……〔供述が定まってから〕三日たっても改めて事実を証言しなかった場合の書律を申し聞かせた。驗問したところ際長忠・卒賞等は供述して皆なこういった。「名・郡県尉里・年齢・



いる。吏卒が持ち場を遠く離れていては任務に支障をきたすからであろう。

ただし郷亭の裁判への関与はあくまで供述聴取までである。彼らが裁判を主宰し、判決を下すことはない。さきほどの案件⑦では亭から提出された報告書の末尾が「謁論——量刑せられんことを——」と結ばれており、犯罪事実の確定、刑の量定といった手続きに亭が主体的に関与し得なかつたことを示している。寇恩の事例でも嗇夫は調書を作成するだけで、調書を候官に送付し、粟君に非ありとの見解を表明しているのは県の令丞であった。EPT五・三六も甲渠候官址から出土しており、調書は候長から候官へ送られたのであろう。

結局郷亭のみでは量刑にまで至ることはできない。それ故郷亭の吏は県に犯罪を告発し、被疑者を連行し、その後の手続きを委ねるのであろう。裁判の目的が刑の量定にあるとすれば、いわば県に犯罪が告発され、県がその取調を行うことによってはじめて裁判が開始するといえる。とはいえ以後の取調が全て県の官衙で行われたわけではなく、召し出すには及ばぬ者、差し支えのある者はより居所に近接した郷亭で取調をうけることもあった。EPT五・三六はその一例である。睡虎地秦簡にも県の主導下で郷において取調が行われている例が見える。

封守 郷某爰書。以某県丞某書、封有鞠者某里十五甲家室・妻子・臣妾・衣器・畜産。……●幾訊典某某・甲伍公士某某、甲党有

【它】当封守而某等脱弗占書、且有罪。某等皆言曰、甲封具此、毋它当封者。即以甲封付某等、与里人更守之。侍令。(封診式 51)

姓・官に除せられた経歴は各々附属文書の通りです。忠等は自分が勤務する部及び他の「部の官卒？」から……「買つて？」いません。

詳細は不明だが、断片から推察するに不法な売買をめぐる取調であろうか。ここでは吏卒の身柄が候官にまでは送られず、直接の上司である候長が調書をとつて



8-12, p. 149)

差し押さえ。郷の某の爰書。某県の県丞某の書状に従って、取調を受けている某里の士伍甲の家室・妻子・臣妾・衣服器物・畜産を差し押さえた。……●里典の某・甲の同伍の公士某を「甲がまだ他に差し押さえるべきものを所有していて、それなのに お前たちが漏らして申告していなければ、罪に当たらず」と訊問した。某らは「甲の差し押さえるべきものはこれで全て備わっており、他に差し押さえるべきものではありません」と答えた。そこで差し押さえたものを某らに任せて、里人とともに交代でこれを監視させ、（その後の）命令を待たせた。

これは郷の吏により県に送られた爰書、すなわち公証書の文例である。省略した部分には甲の財産が列挙されており、郷がその財産を差し押さえ、同時に関係者の訊問もおこなっている。だが、これはあくまで県の要請に応じたものであり、郷は要求された任務を果たした後は県からの更なる司令を待つのみである。

結局、取調の場としては県衙が大きな役割を果たし、その中心となったのだが、「出先機関」として郷亭もその場となり得た。県による裁判が開始しても、まず裁判を担うのは県の属吏である。郷亭の吏も県によって任命される「外部」の吏であり、<sup>③</sup> 県衙に詰める属吏と同等に裁判に関与していくのであろう。

## (二) 発覚地点主義

裁判は原則的に告発を受理した県以上の機関が主体となって進められる。その際犯罪が実際に行われた地点や容疑者の本籍は考慮に入れられず、いわば発覚地点主義とでも呼ぶべき原則が貫徹される。この点彭浩氏が指摘される通りである。<sup>④</sup> 例えば⑦において牛が盗まれた現場は汧県の南門外であり、共犯者とされた講の居住地も汧県の醴中である。実行犯である毛の居所もおそらく同じであろう。だが裁判は汧県で行われてはいない。毛は盗んだ牛を売りに雍県まで行き、そこで亭吏に捕らえられた。以後の裁判は亭からの通報を受けた雍県によって進められている。

取調の必要な者が裁判を主導する機関の管轄外にいる場合、身柄がそこに集められた。⑰では共犯者と名指しされた講なる人物が咸陽から雍県に連行され、⑱では討伐軍を率いた跽や従軍した士卒が逃亡中であり、これらが攸県に集められている。後者においてはこの召喚手続きが「攸県は跽を選したがまだ来ておらず」という具合に「選」、すなわち「逮」と表現されている。では逮とは何か。顔師古は『漢書』高祖紀下で「逮捕」に注して、

逮捕とは事相連及する者皆これを捕らうを謂うなり。一に曰く、道に在りて守禁し、相属して絶えず、今の囚を伝送するがごときのみと。

と二つの解釈を示している。先ず最初の説は芋づる式の関係者の逮捕、とでもいうべき解釈である。「逮」には「及」という訓があり、そこから「供述の中で言及された人物をことごとく捕らえるのである」との解釈が生まれたのであろう。確かに「逮」が現行犯逮捕の意で使われる例は管見の限り見あたらない。すでに何らかの形で取調が進行しており、その過程で事件への関与が明らかとなった人間を拘束するのが「逮」である。基本的に裁判は一つの機関において行われ、従って取調の必要が生じた人物が管轄外にいる場合は、遠隔地からでも裁判を進めている機関に送られてくる。そこから「囚人を護送することである」という師古の或説も生まれたのであろう。

史書には例えば項羽のおじ、項梁が「逮」を受けた記事が見える。

項梁嘗て櫟陽の逮有り、乃ち斬の獄掾曹咎に書を請いて櫟陽の獄掾司馬欣に抵て、故を以て事の已むを得（『史記』項羽本紀）。

櫟陽県で進行する裁判に関連して項梁を取り調べる必要が生じ、これを呼び出す手続きがとられた。そのため項梁は櫟陽へ出頭せねばならなくなったが、曹咎に取りなしを頼んで事なきを得た、というのである。

召喚に当たっては捕吏が直接派遣されるのではなく、書状が被召喚者の在所に送られた。前漢末に東郡太守翟義が反王莽の挙兵を謀り、一味に東郡出身の王孫慶を引き込もうとしたが、当時慶は京師にいたため、これを呼び寄せるべく、彼に重罪があるとの偽書類が京師に送られ、その身柄を東郡にまで護送させている（『漢書』翟義伝<sup>⑤</sup>）。このとき送付された

書類が「逮書」と呼ばれる召喚状である。

武帝の時、淮南王劉安の太子を訴える者があり、その調査が廷尉と河南郡に委ねられた。河南郡は太子を召喚したが、幸い皇帝の命が下り「即訊」、つまり取り調べる側が出向いて供述を聴取することになった。この時淮南王の意におもねった寿春県丞が「太子の逮を留め」て送っていないことが後日判明し、不敬の咎で弾劾されている。如淳が「太子の逮書を遣らざるなり」と注す通り、「逮を留めた」とは召喚状を故意に伝送しなかったことを意味する。この「逮書」が居延漢簡にも見える。

逕 戍卒饜得安成里王福字子文敬以 逕書捕得福盜械

(A 8 五・七、一五・元四〇)

この簡は収繋の事実をもって結ばれているあたり、永田英正氏が「罪状と処罰の記録」とされた文書に類似する。この簡から王福なる戍卒が「逮書」にもとづいて捕らえられ、収繋されたことが見て取れるが、「逮書」の内容は窺えない。だが同じく居延簡に、

移魏郡元城逕書曰命髡鉗管二百

(E P T 五・四七〇)

という簡があり、魏郡の元城県から送られてきた「逮書」の一部を知ることができる。ここに見える「命」とは髡鉗管二百の刑徒を「召喚する」の意であろう。類似の簡に、

居延所命髡鉗鉗左止洛都毋崔

(A 33 二七・三三 四九四)

がある。「洛都」は上郡所属の県、「毋崔……」は里名か、人名か不明である。居延が上郡洛都県出身の刑徒某を召喚している逮書、或いはそれを踏まえた記録と考えたい。最後の二簡は刑徒を呼び出しの対象としており、召喚状と理解するよりも逃亡中の刑徒を捕らえるために発せられた「手配書」としたほうが良さそうである。以上より「逮」とは裁判に限らず特定の人物の拘束・護送を然るべき機関に要請する手続きと考えられる。この逮書によって召喚を受けた者が官に出頭するのを「会逮」という。

以上が裁判制度における発覚地点主義とそれに伴って生じる召喚の手続きについてである。ただしこれらは原則に過ぎない。こうした原則では説明のつかない事例もある。

被告が高位者である場合、必ずしも逮書によって連行されはしない。連行されれば、拘禁の上で取調を受けることになるが、高位者はこうした恥辱からは保護されている。文帝七年(前一七三)には二千石以上の官僚をほしのままに徴捕することが禁じられ、その後六百石以上の処遇も同様となった。<sup>⑩</sup>取調が必要なものの拘禁するまでには至らない場合は取調べる側が出向いてゆく。これを「即訊」という。拘禁もやむなしと判断されれば皇帝に認可を求めた上で逮書が送られた。また裁判の際には証人も拘禁されたため、たとえ証人としてでも高位者を召喚するには皇帝の認可が必要となる。そうした煩を避けるべく、高位者の証言が必要な場合には裁判を進めている側が出向くこともある。宣帝時代、幼少時の帝を掖庭で養うのに功があったと一人の婢が名乗り出、その取調が掖庭に命じられた。婢は当時のことを知る者として御史大夫丙吉の名を挙げるが、丙吉が掖庭に召喚されることはなく、掖庭令の側が婢をつれて御史府に赴いている。<sup>⑪</sup>

身柄の召喚が禁じられる局面のあったことは居延漢簡からも窺える。

移入在所県道官県道官獄訊以報之勿徵選徵選者以擅移獄論

(E P S 4 T II・10)

……在所の県道の官に移入し、そこで取調べて(結果を)報告せよ。召喚してはならない。召喚した場合は「擅移獄」の罪で量刑する。……

背後に如何なる理由があるのかはつきりしないが、在所の獄に取調が委ねられ、「徵選」が認められなかったことが取調できる。『唐律疏議』断獄十三に見えるような容疑者の移送をめぐる詳細な規定が存在したのか、現時点では不明といわざるを得ない。

⑩ 睡虎地秦簡《封診式》(str. 96-98A, p. 163)

⑪ 亡自出 郷某委書、男子甲自詣、辞曰、十五(伍)、居某里、以遁二

月不識日去亡、毋(無)它坐、今来自出。●問之□名事定、以二月丙子將陽亡、三月中道築宮廿日、四年三月丁未籍一亡五月十日、毋

（無）亡坐、莫覆問。以甲獄典乙相診、今令乙將之詣論、敢言之。

亡自出 郷某の爰書。「男子の甲が自首し、士伍で、某里に居住。

先頃二月某日に逃亡した。他に罪は犯しておらず、ただ今自首しま

した」と供述した。●これを取り調べたところ、名前・身分は確認

できた。二月丙子に放蕩して逃亡し、三月中には宮殿を築く労役を

逃れること二十日間、簿籍には四年三月丁未に一度逃亡し、五箇月

と十日間にわたつたと記されている。他に罪は犯しておらず、覆問

されたこともない。甲を里典乙の所に送って本人と確認させ、乙に

甲をつれて「県での」量刑に赴かせます。以上報告いたします。

② 「居延新簡」〔文物出版社、一九九〇〕所載のF二二・一―三五、

全三十五簡からなる冊書である。謝一九九一に日本語訳がある。以下

《侯粟君所責寇恩事》冊書の理解は基本的に榎山一九九二に従った。

③ 蕭吉「五行大義」所引、翼奉の所謂「五官六府」には「游徼亭長外

部吏、皆属功曹。」とあり、嚴耕望氏はこれに拠って游徼とは實際は

県の職の、分かれて外部にあるものとされる（嚴一九六一、二四

〇頁）。

④ 彭一九九三、三四頁、及び一九九五、四四頁。

⑤ 及東郡王孫慶素有勇略、以明兵法、徵在京師、義乃詐移書以重罪伝

逮慶。〔漢書〕翟義伝。

## 二 裁判の進行

### （一）供述聴取

取調は被疑者や関係者の供述聴取に始まり、ここで各人の供述が書き留められる。その調書の多くが「它如」と結ばれる。「」の部分には「劾」「書」のように被告の罪を申し立てた文書の名称がくる場合と、他の関係者の名前がくる場

⑥ 太子学用劍、自以為人莫及、聞郎中雷被巧、召与戲、被壹再辭讓、

誤中太子。太子怒、被恐。此時有欲從軍者輒詣長安、被即願奮擊匈奴。

太子教惡被、王使郎中令斥免、欲以禁後。元朔五年、被遂亡之長安、

上書自明。事下廷尉・河南。河南治、逮淮南太子。王・王后計欲毋遣

太子、遂發兵。計未定、猶与十余日。会有詔即訊太子。淮南相怒寿春

丞留太子速不遣（註、如淳曰、丞順王意、不遣太子速書）、劾不敬。

……〔漢書〕淮南衡山濟北王伝。

⑦ 永田一九八九、三三三頁。

⑧ 後漢順帝の時、膠東侯相であった呉祐は殺人犯を捕らえるが、母を

辱められたのが殺人の動機であったと知ってこれを憐れみ、子がいな

いという彼のためにその妻を故郷から呼び寄せてやる。この妻を呼び

出す手続きも「逮」とされている（後漢書）呉祐伝。

⑨ 一例を挙げる。（文帝）即位十三年、青太倉令淳于公有罪当刑、詔

獄逮繫長安。淳于公無男、有五女、当行会逮、罵其女曰……。（漢

書）刑法志）

⑩ 宮宅一九九六、七から八頁。

⑪ 是時、掖庭宮婢則令民夫上書、自陳嘗有阿保之功。章下掖庭令考問、

則辞引使者丙吉知状。掖庭令將則詣御史府以視吉。吉識、謂則曰、

……。（漢書）丙吉伝。

合とがある。

「它如」は文書の書き止め文言として文獻、出土文字史料に見え、特に居延漢簡には「它如爰書」という文言が頻見する。榎山明氏はその爰書に関する論考のなかで「它如爰書」の「它」字を「その他」と解するのを否とされ、全体で「以上、爰書とする」という程の爰書書き止め文言である、とされた。<sup>①</sup>だが《奏獻書》に現れる「它如」について検討する限りでは、「它」字は「その他」と解するほかない。具体例を示そう。

①は牛泥棒の一件にかかわる裁判記録であったが、まず毛という人物が現行犯で捕らえられ、こう供述する。

毛曰「盜士五(伍)牝牛、母它人与謀。」

毛がいうには「士伍牝の牛を盗みました。他人と共謀してはいません。」と。

だが共犯者がいると判断した取調官がこれを拷問にかけ、毛は供述を改める。

毛改曰「廼已嘉平可五日、与樂人講盜士五(伍)和牛、牽之講室、講父士五(伍)処見。」

毛が改めていうには「先に臘祭が終わってから五日ほど経ったところ、樂人の講とともに士伍和の牛を盗み、これを講の家まで歩いてゆきました。講の父で士伍の処がこれを目撃しています。」と。

ところが共犯者とされた講は労役に服するため十一月には咸陽に向かったという。犯行は十二月のこと。そこで毛は再び言をひるがえす。

毛改曰、「十月中与謀曰、……。到十一月復謀、即識捕而縦、講且踐更、講謂毛勉独捕牛、買(売)、分講錢、到十二月已嘉平、毛独捕、牽買(売)雍而得。」它如前。

毛が改めていうには「十月中に共謀していうには『……』と。十一月にまた共謀し、「牛を」捕まえたことがすぐに察知されたら手放(して放牧地に戻)すことにしました。講は労役義務期間に入るとき、私に「勉めて一人で牛を捕まえて売り、錢をおれにも分ける」といいました。十二月になって臘祭が終わったあと、私は一人で牛を捕え、これを牽いていって雍県で売ろうとし、

捕まりました」と。その他は前の供述の通り。

確かに十一月になって講は咸陽に向かったが、それ以前にすでに共謀があった、というのである。この供述が「它如前」と結ばれる。前回供述と内容を異にするからには、これを「以上が前回の供述である」という方向で解釈することはできない。やはり補足説明した事項に対して「その他」、すなわち犯行の正確な日付や処が目撃したという事実については前回の供述と変動なし、として供述聴取を締めくくっているであろう。

こうした例が存在する以上、《奏讞書》中の「它」字は「その他」と解するしかない。<sup>②</sup> ならば供述の末尾にくる「它如某々」とは聴取された供述と他人の供述とを比較し、「その他は某々の供述と異同なし」として調書を締めくくる文言となろう。このように供述はすでに作成、提出された文書を強く意識してくられる。あるいは供述を聴取する官吏の傍らには既に提出された告発状や供述書が置かれたのかもしれない。新たに聴取された供述が既作成の文書と齟齬を来せば、その矛盾を問い糾さねばならない。これは裁判の次なる段階、「詰問」に属するが、文書を参照しつつ進められるこの詰問を「簿責」「簿問」という。武帝の時、不敬の咎で獄に繋がれた灌夫を救おうと竇嬰がその無実を訴える。武帝は嬰の訴えを聴き、朝廷で夫の罪を弁じさせたが決着がつかなかった。そこで御史に命じて嬰を「簿責」させたところ、その供述が「不讎」であったためかえって嬰が都司空の獄に繋がれることになる。<sup>③</sup> 不讎、すなわち一致しない、相応しない、とは嬰の供述を夫の供述書やその他の記録と照合することによって明らかとなったのであろう。顔師古は「簿責」に「文簿を以て一一これを責するなり」と注するが、ただ供述を書き記しつつ問いつめたのではなく、新たに得られた嬰の供述書と既存の文書を突き合わせることも含めて「簿責」というと見るべきである。告発状、供述書の突き合わせによってただ一つの真実、事実関係を導きだし、それに然るべき律令を当てるのが秦漢時代の裁判である。徹底した文書主義、他の文書を強く意識した形で結ばれる調書の形式はそこから必然的に生じたものと言えよう。

(二) 詰問——事實關係の究明

被疑者・關係者の供述を聴取し終わると、これに対する詰問が始まる。詰問は供述中の矛盾点・問題点を指摘してそれに対する釈明を求める形で進められる。釈明に問題が残れば更に詰問が繰り返され、被疑者が「罪。母解——罪を認める。釈明のしようがない——」と罪に服すことにより終了する建て前である。

詰問すべき第一点は供述者が弄した虚言である。告発書や供述書を突き合わせてそれらの間に矛盾があれば、どこに虚偽があるのか追及される。②では孔なる人物に傷害の容疑がかけられるが、彼は自分は刀を帯びたこともないと供述する。だが彼から刀の鞘を貰ったという者が現れ、且つ妻や娘も孔が平素より帯刀していたと証言したため、誰が虚言を弄しているのか問い糾され、結局孔が帯刀の事実を認めた。この場合容疑者のみが詰問されたのではなく、「鞘を貰ったと名乗り出た」僕と孔を詰訊した」「娘と孔を詰訊した」という具合に証人に当たる人間も詰問を受けた。供述が一致しないのは何らかの姦偽がある証拠であり、事實關係を確定すべく矛盾する供述を行った双方が詰問されることになる。

虚言を弄するのではなく、自らの行為が正当であると主張する供述者に対して、その行為が罪に当たると承伏させるのも詰問の段階に属す。その際律令の解釈をめぐって供述者と取調官の見解が分かれることもある。③は關という臨淄の獄史が、もとの斉田氏の一族で南という女子を長安へ護送する道中、これを自分の妻とし、連れだつて斉に帰ろうとした事件を記録する。關は南を勝手に妻とし、匿まった罪は認めたものの、「従諸侯来誘——故意に諸侯国からやってきて漢の民を自国に誘った——」罪には当たらないと主張する。

關曰「来送南而取（娶）為妻、非来誘也。吏以為奸及匿南、罪、母解。」

關がいうには「南を送って行く途中でこれを娶って妻としたのであり、「故意に」やって来て「漢の民を」誘ったではありません。せん。吏が「奸」及び南を匿まった罪があるとするのは、その罪を認めます。釈明のしようがありません。」と。

対する役人は律が「従諸侯来誘」を禁じる理由を説き、その罪を認めさせようとする。



●詰問「律所以禁從諸侯來誘者、令它国母得取（娶）它国人也。闕雖不故來、而実誘漢民之齊国、即從諸侯來誘也。何解。」

●闕を詰問した。「律が『從諸侯來誘』を禁じる、その立法の目的は、他国の人間をして自国人以外の者を娶れないようにさせる、という点にある。お前は故意に來たのではないが、現実問題として漢の民を誘つて齊国に向かつたのだから、『從諸侯來誘』にあたるのだ。何と釈明するか。」

この詰問に対して闕は弁解できず、罪に服す。こうしたやりとりから、詰問を行う官吏には律令の知識も必要であつたとが窺え、逆に律令に習熟した官吏のみが詰問を行い得るともいえる。詰問担当者が判明するのは⑬と⑭だが、そこでは「史」や「獄史」がこれを行っている。

こうした詰問によつて究極的に求められるのは「服」、すなわち罪状の自認である。被疑者が自らの行動をありのままに告白し、それが刑罰の対象となることを認めれば、後はこれに然るべき律令を当てるだけである。被告に課せられる刑罰をほぼ決定してしまうという意味で、詰問は非常に重要な手続きである。

だが完全な服罪が得られず、被疑者が自己の行為を正当として曲げない場合もある。特に律令の適用をめぐつて疑義が残つた①から⑤については、必ずしも完全な服罪をもつて詰問が完了してはおらず、①では「存吏毋解」、⑤では「存吏当罪」と締めくくられている。案件⑤は逃亡奴隷だと誣告された人間が、捕らえられる際にいわれの無い扱いだと捕吏に手向かい、これに傷を負わせた事件である。

●詰武「武雖不当受軍笞（奴）、視以告捕武、武宜聽視、而後与吏弁是不当状、乃格闕、以劍擊傷視、是賊傷人也。何解。」●武曰「自以非軍亡奴、母罪、視捕武、心恚、誠以劍擊傷視、吏以為即賊傷人、存吏当罪。毋解。」

●武をこう詰問した。「確かにお前は軍の奴となるいわれはなかつたが、視が告発を承けてお前を捕らえようとした以上、視の言うことを聴き、しかる後吏と奴とされる是非についてはつきりさせるべきだつたのに、なんと抵抗し、劍で視を撃ち傷を負わせた。これは人を賊傷した罪である。何と釈明するか。」●武がいうには「思うに自分は軍の亡奴ではなく、罪はありません。」

ところが視が私を捕らえようとしたので頭にきて、確かに剣で視を撃ち傷を負わせました。お役人がこの行為を人を賊傷したのとされるのなら、お役人のお考えからすればおつしやる通り、罪に当たります。釈明のしようがありません。」と。

「存吏」についてはその意が判然とせず、池田雄一氏の「吏の判断に存つては」という訳に暫く従っておくが、いずれにせよ取調官の振りかざす道理に己の罪を認めながらも一方では不服を拭い切れぬ心中から出た言葉であろう。

確かに詰問の最終目標は「服」であり、罪を認めた被告が甘んじて刑に就くのが建て前である。それ故被告の行為が刑罰の対象となることを承伏させようと詰問がなされる場合もある。だが明確な罪状自認が得られなければ次の段階に進めない、というわけでもない。被告の行為を如何に評価し、それに如何なる律令を当てるかという判断は詰問以降の段階に属す。結局詰問において最低成し遂げらるべきは事実関係の確定であり、それが達成されれば裁判は次の段階に進んで行くのである。

### (三) 詰問——分業より総括へ

詰問が終了すると続いて詰問が行われる。単に「問」として現れるのが殆どだが、⑩ではこの手続きが「詰問」とされており、詰問後の「問」が詰問の略であることが判る。⑤で「問、……診如辞」となっているのも「詰問したところ……であり、詰問結果は供述の通りだった」との謂であろう。この部分は多くの案件で「問如辞——詰問したところ供述の通りだった——」の三文字で片づけられ、先行研究においてもあまり重要視されることはなかった。現今の所この「詰問」が如何なるものなのか、定義を示されているのは飯尾秀幸、池田雄一両氏のみである。

まず飯尾氏はこの段階を「人定質問」とされる。確かにここで年齢・居住地・爵位・前科が問われることが多く、氏の定義は詰問段階で確認される事項から帰納的に導き出されたものであろう。だが反証も存在する。先ず⑮の詰問部分。

問、恢盜賊(賊)過六百六十錢、石亡不訊。它如辞。

〔診〕問したところ、恢が盗んだ物品の額は六百六十銭を超えており、石は逃亡中で訊問されていない。その他は供述の通り。ここでは恢の贓額が六百六十銭を超えること、共犯の一人である石は逃亡中であることが確認されている。こうした贓額の確認も人定質問の一環といえるだろうか。続いて案件⑬。

診問蒼・信・丙・贅皆関内侯。信有侯子、居雒陽楊里、故右庶長、以堅守祭陽、賜爵為広武君、秩六百石。蒼壯平君、居新鄴都隱（？）里。贅威昌君、居故市里。丙五大夫、広德里。皆故楚爵。屬漢以比士。非諸侯子。布・余及它当坐者俱論。它如辭。

蒼・信・丙・贅が関内侯であるか否かについて診問したところ、信には諸侯子があり、雒陽楊里に居住、もとの右庶長、祭陽を堅守した功績で爵を賜って広武君となり、秩は六百石であった。蒼は壯平君、新鄴都隱里に居住。贅は威昌君、故市里に居住。丙は五大夫、広德里に居住。〔だがこれらの爵は〕皆もとの楚爵であり、漢爵においては士に比定される。諸侯子でもなかった。布・余及びその他の罪に坐すべき者については県が量刑した。その他は供述の通り。

確かに爵位の高下を確認することに診問の目的が絞られているが、県がすでに量刑した者がいる旨最後に申し添えられている。これも人定質問の枠に収まらない確認事項である。最後に案件⑭。

問、南郡復吏到攸、攸逕(逮)竑未来、未有新黔首当捕者名籍。竑来会建曰、義死、自以有罪、棄籍去亡、得□。視氏所言籍、居一箇中者、不署前後発、母章、雜不可智(知)。南郡復吏乃以智巧令脩(攸)誘召最(聚)城中、謁(？)訊傳先後以別、捕殺(繫)戰北者。獄留盈卒歲、不具斷、蒼梧守已効論□□□□□□□□竑及吏卒不救援義等去北者、頗不具、別奏、它如辭。

〔診〕問したところ、南郡の取調担当者が攸県に至った時、攸県は竑を召喚しているながらその身柄はまだ到着しておらず、〔兵と成った〕新国民の内、誰を捕えるべきか記した名籍もなかった。竑が会建（不明。会建——召喚に応じて出頭——の誤か。）としていうには「義は戦死しました。自分は罪を責められるのを恐れ、名籍を棄てて逃亡したが、……捕まえられた……。」と。氏が供述した所の名籍を検分したところ、一つの箱の中に保管された名籍には、前に徴発したか後で徴発したかが記されており、印章もなく、混じりあって「新国民のうち誰を捕らえるべきか」分からなかった。南郡の取調担当者は知恵を働かせて攸県令に

命じて「新国民を」招撫して城中に集めさせ、名籍に傳された先後を訊ねて區別し、その上で討伐に赴き、戦つて逃亡した者を捕らえた。裁判はなかなか進まず年も改まったが、結審してはいない。若梧県の守令は已に……、賊、及び義等を救援せず逃亡した吏卒を告発して量刑したが、頗る不備であり、別に上奏した。「以上が明らかとなり」その他は供述の通り。

これにはやや問題がある。診問の書き止め文言は「如辞」であり、<sup>⑬</sup>にも「它如辞」という文言が見えるが、その前方に八字釈読不能の文字があり、診問がその不明箇所から始まっている可能性もある。だが詰問の末に庫なる人物が自らの罪を認め、その後「問南郡復吏」が続くという整理小組の配列に従い、上記を以て診問部分としておく。ここでは庫の取調とは別に進められた逃亡兵士、及びそれを率いた賊の取調状況が報告されており、もはや診問を「人定質問」とすることはできない。

一方、池田氏は「診問」とは「被告に対する供述の最終確認」であり「被告による供述の総括」であるとされる。<sup>⑭</sup>取調を通じて明かとなった事実を今一度被告本人に問いただす手続、との理解であろう。だがこれにも一つ問題がある。

「被告による供述の総括」とされるからには、診問に答えているのは被告本人の筈である。だが診問中には被告ではなく取調担当者の言辞と見るべきものが含まれる。例えば<sup>⑮</sup>で石が逃亡中で未訊問であると報告し、<sup>⑯</sup>で量刑済みの者に言及しているのは被告本人ではあるまい。<sup>⑰</sup>で他所で進行中の取調について報告しているのも同じである。

年齢・居住地・爵位・前科の確認にしても、それは果たして被疑者本人に問いかけられているのだろうか。年齢や爵位の高下は量刑を左右しかねない。そうした重要事項が被疑者の自己申告をもって「最終確認」されたのか。睡虎地秦簡《封診式》には県で取り調べられている被疑者について郷に身元の照会を行った事例が見える。

黥妾 爰書。……(略)……●承某告某郷主、某里五大夫乙家吏甲詣乙妾丙、曰、乙令甲謁黥劍丙。其問如言不然。定名事里、所坐論云可、或覆問毋有、以書言。(封診式 str. 42-45, p. 155)

黥妾 爰書。……(略)……●県丞某が某郷の責任者に告げる。某里の五大夫乙の家吏である甲が乙の妾である丙を連行してき

て、「乙が私に丙を黥劓の刑に当てるように願ひ出させた」といった。その言葉の通りかどうか問い合わせる。姓名・身分・戸籍は何と定められるか、かつていかなる罪に坐したことがあるか、覆問されたことはあるか無いか。文書で報告せよ。

少なくとも秦簡の時代には郷が里民の戸籍を管理していたらしく、被疑者が自県出身の場合は郷にこうした照会が行われた。他県の者ならば次の例のようにその地の「県主」に照会を依頼し、記録官を戸籍のある郷に派遣してもらう。<sup>⑨</sup>

有鞫 敢告某県主。男子某有鞫、辞曰、士五、居某里。可定名事里、所坐論云可、可罪赦、或覆問母有。遣識者以律封守、当騰騰皆為報。敢告主。（封診式 str. 6-7, p. 148）

「鞫」を行う 某県の責任者に告げる。男子某に「鞫」を行う。その供述では「士伍で某里の住人です」と言っている。姓名・身分・戸籍は何と定められるか、かつていかなる罪に坐したことがあるか、いかなる罪が赦免を受けたか、覆問されたことはあるか無いか。記録官を派遣して律の規定に従って封印し、写しを作成して、写しはすべて回送するように。以上通達する。

供述聴取の段階でも年齢等は問われる。居延漢簡に残る調書にも年齢や身分の申告に始まっているものが見える。<sup>⑩</sup> だがそれらは自己申告されたままだったのでなく、右に示したように必ず本籍地に照会されたのである。診問段階で確認されているのは、こうした照会を通じて裏の取られた年齢や爵位であり、しかる後に次なる段階である「鞫」へと手続きを進めることができる。前掲の《封診式》が「有鞫」という題を持つことは、「鞫」に進むに当たって本籍地への照会が必須であったことを推測せしめる。

結局診問の場に被疑者本人の姿は見いだせない。「問い」に答えているのは役人たちである。彼らの前には作成された全ての調書が置かれたのであろう。それらに目を通しながら、量刑を左右する事項——照会を通じて明らかとなった年齢・爵位、或いは臧額など——が確認され、調書を取られていない人間がいればその理由——逃亡中のため・すでに判決済みであるため——が問われ、裁判をとりまくその他諸々の状況が報告され、その上で供述内容に誤りがないとなれば、「供述の通りであった」として診問は終了し、手続きは鞫へと進む。

ならばこうした手続きが、この段階でふまれるのは何故か。《奏讞書》には複数の「史」が供述聴取を担当した案件が見える(案例⑱)。多くの人間が関わった裁判ならば一人の吏がすべての供述を聴取してしまうことはできない。また関係者全員が県衙に集められたとは限らず、県の「外部の吏」たる郷亭の吏によって各人の居住地で取調べられたこともあったろう。供述聴取がまずこうした分業、分担によって進められるならば、その後量刑へと裁判を進めるべく、明らかとなった事実関係を総括する必要がある。診問が行われる意義はそこにある。この手続きによって事件の全体像が余すことなく明らかとされ、裁判は量刑へと進んでゆく。これらはいくまで役人たちの間で進められ、もはや被疑者が主体的にそれにかかわることはない。被疑者が事実関係を白状したならば、そこから先は「お上」の領分なのである。

#### (四) 鞠——法律適用の前提確認

鞠の段階では診問を経て確定した犯罪事実が総括される。但しここで確認されるのは罰せらるべき人間の罰せらるべき行為についてのみである。診問段階では必要な情報が取り揃えられ、事件の全体像が総括されるのであろうが、ここでは律令適用の前提となる行為が如何なるものだったのか確認するという点に目的が絞られている。

● 鞠之、媚故点婢、楚時亡降為漢、不書名数、点得、占数復婢、壳祿所、媚去亡、年卅(四十)歳、得。皆審。

● 調べつくした結果として「媚は故は点の婢であったが、楚の時に逃亡して漢に降った。が、名数を戸籍に記載していなかった。点はこれをつままえ、名数を申告してまた婢とし、祿の所に売ったが、媚は逃亡した。年は四十歳で逮捕されている」と判明した。全て相違ない。(案件⑳)

ここで確認された事実に対して律令が引き当てられるため、被告にもそれを読んで聞かせ、律令適用への同意を求める段階も設けられた。これを「読鞠」という。

……鄭司農云えらく、「書を読まば則ち法を用う」とは、今時の読鞠し已り、乃ちこれを論ずるが如し。……(疏、……鞠とは効

囚の要辭を謂う。刑を行うの時、読み已りて乃ち其の罪を論ずるなり。（『周礼』秋官小司寇注）

鞠は『説文解字』では「窮治罪人」とされ（十篇下）、「究明し尽くす」という語義を持つ。そこから「究明し尽くされた事実関係」、すなわち疏にいう「劾囚の要辭」という意味も生まれたのであろう。読鞠が判決を前にして行われたのか、行刑の前であったかは判然としない部分が残るが、或いはこの手続きの末尾をくくる「審」とは、被告の同意をも得た上で「相違ない」とするものであろうか。

（五） 当——律令の引き当て

犯罪行為に対して然るべき律令、刑罰を引き当ててを「当」という。<sup>⑩</sup>「当」はこうした引き当てを記した文書、という意で名詞に使われる場合もある。

律、賊殺人棄市。●以此当蒼。律、謀賊人殺人与賊同法。●以此当信。律、縦囚与同罪。●以此当丙・贅。当之、信・蒼・丙・贅皆当棄市。毆（繫）。新鄴甲・丞乙・獄史丙治。為奉当十五牒、上謁。請謁報。敢言之。

律に「人を賊殺すれば棄市」とある。●この律を蒼に引き当てて。律に「人を賊殺しようと謀議すれば実際に賊した者と法を同じくする」とある。●この律を信に引き当てて。律に「囚を故意に縦せば〔縦した囚と〕同罪。」とある。●この律を丙・贅に引き当てて。これらの律を引き当てると、信・蒼・丙・贅は皆棄市に相当する。彼らの身柄は囚繫してある。新鄴県令甲・丞乙・獄史丙が裁判を担当。上申書計十五通をつくり、上謁する。謁報していただきたい。敢えてこれを言う。（案件<sup>⑩</sup>）

ここに見える「奉当十五牒」とは「奏当」の誤ではないか。囚版が未公開であるため確言できないが、<sup>⑭</sup>ではこれに対応する部分に「上奏七牒」とあり、また「奏当」の語は史書に散見する。例えば『漢書』路温舒伝には

上奏するに卻けられんことを畏れ、則ち鍛練して周くこれを内る。蓋し奏当の成るや、咎繇これを聴くと雖も、猶ほ以為えらく死して余辜あり、と。

とあり、罪状及びそれに引き当てるべき律令を記した文書が上聞に付すべく作成された場合、これを「奏当」と呼んだのではないか。

律令明文が存在しない、或いは複数の判断が可能で刑を量定しきれない場合は「疑某罪——某々の量刑に疑義が残る——」として処断が上級に委ねられる。①から⑤は全て県が上級に判断を仰いだもので、疑義のない者については県が量刑したと申し添えた上で、「敢讞之——上申いたします——」と結ばれている。その後「史当」「吏当」「吏議」として考え得る処断が列挙されるのだが、この部分を県で作成された判決案と見る向きもある。②③④⑤

漢簡中の上行文書が年月日、発信者名、「敢言之」に始まり、「敢言之」に終わる書式を持つことは周知に属す。①から⑤も類似的の書式を持ち、年月日、上申者、「敢讞之」に始まり、上申内容が述べられた上で再び「敢讞之」が現れる。判決案の列挙が県で作成されたものと捉えると、二度目の「敢讞之」で文書が終了せず、県からの上申内容がさらに続くことになってしまう。

また①②⑤においては二度目の「敢讞之」の後に「署某発——某々が発したとの署名あり——」という文言がくる。池田氏はこれを「讞への署名ならびに移書に当たった担当者」と理解される。だが文書の遣り取りをめぐって「発」とあれば、それは通常「移書」ではなく「開封」を意味する。従って「署某発」とは送られてきた文書を開封した者の名を記したものと考えられる。<sup>⑩</sup>

以上より県作成の文書はやはり二度目の「敢讞之」で終了し、その後続く判決案は上申を受理した機関において作成されたものと理解したい。県は律令を引き当てることができず、裁判の経過を記した文書を作成、封緘して上級に報告した。文書はそれを受け取った機関で獄史などにより開封され、その開封者の署名が「署某発」として記されているのである。さて文書を受け取った機関が改めて量刑するのだが、まず「史(吏)当——史(吏)による法の引き当て」の段階で考え得る判決案が列挙される。廷尉には「奏讞掾」が置かれ、疑獄を決するのに参与したというが、<sup>⑪</sup>こうした掾史たちによつて



疑獄に対する判決案が練られたのであろう。この判決案が「廷」において上聞され——「廷以聞」——て決定が下される。この「廷」における回答が「廷報」である。

●史議、闕与清同類。当以從諸侯來誘論。●或曰、当以奸及匿黥春罪論。十年八月庚申朔癸亥、大僕不害行廷尉事、謂胡奮夫、獄史闕、獄固有審。廷以聞、闕当黥為城旦、它如律令。

●史の譏罪は、一つは闕は清と同類であり、「從諸侯來誘」で量刑するのに相当するとするもの、●もう一つは「奸」及び黥春に当たるものを匿まった廉で量刑するのに相当するというもの。十年八月庚申朔癸亥（四日）、太僕公上不害が廷尉の事を行い、湖県の令に謂うには、「獄史闕の一件を上申してきたが、上申はまことに明確なものであった。廷において上聞したところ、闕は黥城旦に相当する、との回答を得た。その他は律令の通りにせよ。」と。（案件③）

●史当、母愛当要（腰）斬。或曰不当論。●廷報、当要（腰）斬。

●史による刑の引き当ては、一つは母愛は要斬に相当する、というもの、もう一つは量刑に相当しない、というもの。●廷での回答、腰斬に相当する。（案件①）

回答を示しているのがどの機関なのかは必ずしも明記されない。状況次第で郡とも中央の廷尉とも皇帝自身ともとれる。しかし用語は一貫して「廷」である。従ってここであらう「廷」を「廷尉」などの特定の機関を指すものとするよりも、「法廷」、つまり裁きの場ともなる官衙の「中庭」を意味するものと見ておくのがよからう。当てるべき律令の検討から「廷」での決裁を経て、疑獄にも回答が示されることとなる。

① 叔山一九九二、一五から一七頁。

② ならば「它如爰書」をどう解するのか。この問題については実の所成案を持たない。叔山氏が「它」を「その他」としなかったのは《候粟君所責寇恩事》冊書の分析に因る所が大きい。冊書には寇恩の供述を記した二通の爰書が含まれ、そのいずれもが「它如爰書」と結ばれ

ている。二通の爰書は日付こそ異なるものの内容は同一であり、冊書の中に内容の異なる、相補うような「その他の爰書」は存在しない。従って「它如爰書」を「その他は爰書の通り」と理解することはできない、とされるのである。この所説に対して敢えて一つの可能性を提示するなら、冊書を構成する文書が候粟君の一件をめぐる作成され

たすべての文書とは限らないという点に着目したい。確かに現存する冊書に「その他の爰書」は含まれないが、それは居延県から甲渠候官に送られ、今世紀になって出土した一連の文書の中に「その他の爰書」が含まれない、ということである。粟君と寇恩の一件をめぐっては現在出土している以外にも多くの文書が作成された筈である(冊書は四件の文書から構成されるが、角谷一九九六は個々の文書が書かれた場所や書き手が相違することを指摘し(二二六から二二九頁)、鶴飼一九九六は本来別々であった文書が何らかの目的で編集された可能性を推測する(三三三頁、注三三三))。わけでも一方の当事者、粟君の供述調書は存在したであろう。或いは彼の調書が爰書の形でまとめられており、寇恩の供述はそれを念頭において、いうなれば「以上に述べられていない点については粟君の供述を記した爰書の通り」として締めくくられているのではないか。

③ 於是上使御史簿責粟、所言漼夫頗不讎、劾繫都司空。(註、師古曰、簿責、以文簿一責之也。簿音歩戸反。)(漢書)漼夫伝)

④ 供述聴取から詰問に至る手続きは睡虎地秦簡《封診式》に述べられる。

訊獄 凡訊獄、必先尽聽其言而書之、各展其辭、雖智其詭、勿庸輒詰。其辭已尽書而毋解、乃以詰者詰之。詰之有尽聽書其解辭、有視其它毋解者以復詰之。詰之極而數詭、更言不服、其律当治諒者、乃治諒。治諒之必書曰、爰書、以某數更言、毋解辭、治訊某。(S11 2-5, p. 148)

およそ訊獄には、必ず先ず当事者の言い分をすべて聴き、それを文書に記録せよ。各自に陳述を行わせ、その詭(「いつわり」)なることを知っても、そのたびごとに詰問してはならぬ。その供述がすべて記録されて弁解がなければそこで詰問すべき事を詰問せよ。

詰問したらまたその弁解をすべて聴き記し、さらに他の弁解されていない事がらを見つけたならば、もう一度それを詰問せよ。詰問されて返答に窮し、しばしば虚言を述べ、言をひるがえして「服」せず、律の規定にらして答掠に相当する場合は、そこで答掠せよ。答掠した場合は必ず「爰書。某はしばしば供述をひるがえし、弁解なし。[よって] 某を答訊した」と記せ。(釈山一九八五、五四九頁の訳を引用)

「解」字については飯島一九九六に言及がある。

⑤ 池田一九九五、二二頁。

⑥ 飯尾一九九五、九七頁。

⑦ この部分を「蒼・信・丙・賈は皆関内侯である」と訳すと、後文に「丙は五大夫」とあるのに矛盾する。更に引用部分に続く段階では彼らの爵位が「皆大庶長」とされており、その爵位をめぐって混乱を引き起こしている。私見としては

一、関内侯(第十九等)以上の爵を持つ者には何らかの刑罰上の恩典がある。それ故彼らの爵位が関内侯以上であるか否かを確認。

(朱紹侯氏も「関内侯であるか?」と釈すべきこと、指摘される(朱一九九六))。

二、彼らの爵位が判明、何れも漢爵では「士」に当たる身分。

三、彼らを「大庶長(第十八等)以下」の範疇で扱ってよいことを確認。

と手続きが進行している、と見ることによって整合的に理解できると考える。

⑧ 池田一九九五a、一二〇、一二三頁。池田等一九九六もこれを承けて「被告に身分・年令・故罪・居所など事案の審理以外の事情を確認する」手続きと定義する(一一頁)。

⑨ 叔山一九八五、五三八頁以降、(ハ)県郷への通達、に拠る。

⑩ 例えば「(略)……乃爰書、驗問恭辭曰、上造、居延臨仁里、年廿八歳、姓秦氏、往十余歳父母皆死、与男同産兄良異居、以更始三年五月中除為甲渠春遠障長(EPF三・三〇)」など。

⑪ 叔山一九八五、五六八頁、注四三。

⑫ 飯尾一九九五、九七頁、注一九。池田氏の見解も同様である。

⑬ 池田一九九五 a、一二二頁。

⑭ 例えば次の書式の簡は書信を開封した記録である。

其一封呂患印  
書三封 一封王建国 十月癸巳令史弘發  
一封李勝 (A 8 一八〇・元十二卷・三 四三三)

A 8、すなわち甲渠候官に送られてきた書信三封について、それぞれを封印してあった判の印文を控え、何時誰が開封したのか記してある。睡虎地秦簡には「偽書」を開封した者に罰金を課す規定が見える(《法律答問》sin 57-58「発偽書」、開封者の名をわざわざ書き留めておくのはこうした理由に因るものだろう。居延漢簡の中には送付された文書の背面に開封者の氏名を留めたものが見える。

元延元年十月甲午朔戊午裴佗守候護移肩水城官吏自言責畜夫辜晏 Ⅱ  
如牒書到  
驗問收責報如律令(正面)

### 三 裁判の担い手

《奏讞書》からは裁判のどの段階を誰が担当したのかも幾分窺うことができる。まず多くの事例で裁判の場となっている県をとりあげ、裁判の担い手について検討してみたい。

水肩塞尉印

即日畜夫 Ⅱ 發

十月壬戌卒周平以來 尉前 佐相(背面) (A 35 五〇・九 四六〇)

傍線部は正面と別筆。A 35は肩水都尉府の遺址とされる。正面は裴他候官から送られた肩水城、すなわち肩水都尉府宛の文書である。肩水候官がこれを取り次いだのか、背面に「水肩塞尉印」と印文が控えられ、何時誰が持ってきたか、誰が開封したかが記されている。だが《奏讞書》のように正面に開封者の氏名が紛れ込んでいるものは現今のところ見あたらない。

⑮ 功次補廷尉文学卒史。……会廷尉時疑奏、已再見卻矣、掾史莫知所為。寛為言其意、掾史因使寛為奏。奏成、誦之皆服、以白廷尉湯。湯大驚、召寛与語、乃奇其材、以為掾。……湯由是郷学、以寛為奏讞掾、以古法義決疑獄、甚重之。(《漢書》児寛伝)

⑯ 飯尾氏は「廷」を一律に「廷尉」と解する(飯尾一九九五)。確かに廷尉と取りうるものもあるが、それを全体に敷衍できるか、という点で疑問が残る。一方池田氏は「廷報」を県が上申している場合は郡の、郡が上申の場合は中央の解答であるはず、とされる(池田一九九五 a)。だが県の上申に解答するのが常に郡であるとは限らない。⑬も県からの上申であるが、ここで「廷以聞」を行っているのは中央の廷尉である。

県の裁判担当者としては令丞、すなわち県の長副と史・獄史といった小吏とが名を連ねるが、そのうち最初に被疑者に向かい合い、供述を聴取したのは秩禄百石以下の小吏たちであった。《奏謝書》の⑰や⑱では県の「史」がこれに当たっており、彼らは供述聴取のみならず、その後の詰問をも担当している。

事実関係が明らかとなった時点でそれに当てるべき律令が明白ならば、引き当ての立案も小吏によってなされたのだろう。睡虎地秦墓の主、治獄令史の喜がそうであったように、「史」程度の小吏は律令に習熟しており、能力的にも十分その任に当たることができた。

一方、判決権を握る県の令丞は供述聴取や詰問に参与した形跡がない。彼らは裁判の当初からそれに口を挟むことをむしろ禁じられていたとおぼしい。それを窺わせるのが睡虎地秦簡《法律答問》の記事である。

「辞者辞廷。」●今郡守為廷不為。為毆。一「辞者不先辞官長・畜夫。」一可謂官長、可謂畜夫。命都官曰長、県曰畜夫。（法律答問 str. 95, p. 115-116）

「供述する者は廷で供述せよ。」郡守〔府の廷〕もここでいう廷に当たるか否か。廷である。「供述する者は先に官長・畜夫に供述しない。」何を官長と謂い、何を畜夫と謂うのか。都官の長を名づけて「官」長といい、県〔の長官〕を畜夫という。

ここに「供述する者は先に官長・畜夫に供述しない」という規定が見え、「官長」とは都官の長、「畜夫」とは県の長官、つまり県令であるとの解説が続く。供述聴取から詰問までの段階が県の小吏によって担われ、そこに長吏が姿を見せないのは決して偶然によるものではない。

法律答問の規定を官僚ヒエラルヒーに基づく役割分担と捉えれば、下僚が材料を揃え上官が判断を下す、いわば「下僚起案、上官決裁」の法則が秦漢の裁判にすでにあてはまる、と見ることもできる。供述を聴取し、詰問により事実関係を明らかにし、当てるべき律令の候補を挙げるといふ作業は、法廷に引き出された人間に刑罰を課するための起案であり、事務手続きである。これらは小吏によって担われるべき性格のものといえる。これに対し、診問以降の手続きは、その核と

なり、判断を下す人間がいなければ円滑には進行しない。その役まわりを果たしたのが県令ではなかったか。

診問とは吏による事実関係の総括であった。その総括の中心となって諸事項について問いを發し、「供述の通り」との判断を下した人物は、或いは県令であったかもしれない。総括をうけて罰すべき者の罰すべき行為が確認される。これを被告に読んで聞かせたのも判決に責任を持つ県令であつたらう。そして最終的な律令の引き当てに問題があれば、あるべき量刑が改めて議論されたであらう。

右に示した県令の役まわりはあくまで想像を交えての推測に過ぎない。だがこうして想定してみた「下僚起案、上官決裁」の具体的な作業分担は県に限らず、他の機関における裁判にも共通する点が見いだせる。

供述聴取を担当するのは通常小吏たちである。史書に残された裁判記録には高位者が関係するものが多いので、相應の高官が聴取に当たっているものもみられるのだが、ほとんどが「吏」によって担当されている。その官職名が明記されたものとしては、丞相御史に下された韋玄成の取調が「丞相史」によって担当されている例、或いは司隸校尉に委ねられた取調で実際に供述聴取に派遣されているのが「掾」「史」である例などが挙げられる。③ いずれも各官府の事務を担当する小吏である。

彼らは律令の引き当ても起案した。史書には東郡太守であつた韓延寿が集合におくれた騎吏の処分を功曹に委ね、「罰を議して白せ」と命じている例が見える。④ 《奏讞書》において判決案の列挙が「史当」とも呼ばれていたことがここで想起されよう。

事実関係が明らかとなると長吏が姿を見せる。出来上がった供述調書を前に診問の中心となる県令の姿は、廷尉朱博が掾・史を召し出してこれに問いを發しながら決裁してみせたのを、被告に判明した事実を説いて聞かせる姿は、九卿・御史大夫を歴任した張敞が囚と対面して「読鞫」する際に、涕泣して背をむけたのを思いおこさせる。⑤ 郡太守、廷尉、さらには皇帝が部下の意見を聞きながら量刑を議論した例は枚挙に暇がない。詰問までを下僚が行い、それ以降の手続きを上

官が取り仕切る、という作業分担は各級裁判にある程度共通するものではなかったか。

勿論あらゆる裁判でこうした分担が見られたとは限らない。《奏職書》にあっても案件<sup>⑮</sup>では恐らく「南郡卒史」のみによって全ての裁判手続きが進められている。この案件は御史が南郡の卒史に取調を委ねたものであり、一応の量刑を決めておくために診問や鞫も卒史のみによって進められたのであろう。「上官」が誰であるかによって「上官決裁」のあり方は変化する。この点は認めねばなるまい。

だがいずれにせよ供述聴取から詰問までを担当するのは常に下僚、すなわち小吏である。こうした取調の段階で不正が行われ、供述調書に虚偽が潜んでいても、それがその後の手続きにより看破される可能性は低い。よしんば診問段階から上官が参与したとしても、そこで行われたのはあくまで官による供述内容の確認であった。拷問をも用いて周到に作られた調書と小吏たちを前にし、結局はそれに拠って決濟せねばならないとすれば、小吏が意図した以外の処断を下すことは難しく、その意味で詰問が終了した時点で事実上刑罰は決定しているといつてよい。漢代の裁判制度のなかでは当事者がその積極的な担い手たり得ず、獄吏が直接担当者として大きな役割を果たした、すなわち「獄吏主導型」の手續きがふまれていたことはすでに指摘されているが、裁判手続きの担い手を分析してゆくことによつても同様の結論にたどり着くのである。<sup>⑰</sup>

前漢最初期までは如何なる高位者もこうした「獄吏主導型」の裁判を逃れられなかった。恵帝の即位時にまず爵五大夫以上・吏の六百石以上が枷をはめての繫獄を免除され〔漢書〕恵帝紀、文帝七年に至つて二千石以上の高官を捕らえるのに事前の許可が必要となり、彼らが獄での取調から保護されることとなつた〔漢書〕文帝紀。それ以前の時代には獄吏による取調をうける以外に、他の道は用意されていなかったのである。前漢文帝の時、かつての丞相周勃が獄に下され獄吏の取調をうけるが、その後冤罪とわかり釈放された。獄を後にした彼が漏らしたのが「吾かつて百万の軍に將たるも、安くんぞ獄吏の貴なるを知らんや」という言葉だつた〔史記〕周勃世家。貴賤を問わず獄吏の取調をうけねばならず、且

つ彼らが自らの命運をも左右してしまふ——獄吏こそ「貴」であるとの言葉はそうした裁判を体験した者の率直な感想といえよう。

① 論者によってはこの「辭」を「告訴」と理解するが、とらない。

「告訴」と積す一つの根拠は「睡虎地秦墓竹簡」も引く所の『説文解字』一四篇下「辭、訟也。」であろうが、段玉裁はこれを今本の誤とし、「広韻」所引の当該部分が「説也」とつくることから、「訟」を「説」に改める。

② 滋賀一九八四、第三節 「三 裁判機関の内部構成」。

③ 微不至長安、既葬、当襲爵、以病狂不应召。大鸿臚奏状、章下丞相御史案驗。玄成素有名声、士大夫多疑其欲讓爵辟兄者。案事丞相史乃与玄成書曰……〔漢書〕韋玄成伝)

### おわりに

本論で明らかとした秦漢裁判制度の進行をまとめるとしたら以下になるだろうか。

県は漢代において判決権を持つ最末端の機関であり、『奏讞書』の中でも主たる裁判の場となっている。だが全ての取調が県で行われたわけではなく、県配下の郷亭が供述聴取の場となることもあった。但し被疑者が県の管轄外にいる場合には召喚状が発せられ、裁判を主宰している県に身柄が送られた。裁判はまず供述聴取に始まり、詰問をへて事実関係が確定される。ここまでの手続きは小吏によって担われる。続く診問段階からは明らかとなった事実が総括され、量刑のための材料が整えられる。それを承けて罰すべき者の身分、罰すべき行為の内容が確認され、これに引き当てる律令が選択される——以上である。

裁判手続きの進行、及びその担い手の検討を通じて浮き彫りとなったのは、供述聴取と詰問を担当する小吏が裁判にお

後数月、司隸解光奏言、「……臣遣從事掾業、史豎驗問知状者掖庭獄丞籍武……等、皆曰、……」〔漢書〕外戚伝、孝成趙皇后)

④ 延寿嘗出、臨上車、騎吏一人後至、勅功曹議罰白。……〔漢書〕韓延寿伝)

⑤ 博皆召掾史、並坐而問、為平处其輕重、十中八九。……〔漢書〕朱博伝)

⑥ 上具獄事、有可卻、卻之。不可者、不得已、為涕泣、面而封之。……〔漢書〕張敞伝)

⑦ 叔山一九八五。

いて果たした役割の大きさである。彼らが作成する供述調書が量刑を大きく左右し、それが完成した時点で事実上刑罰は決定しているといつてよい。さらに《奏讞書》の時代、つまり前漢最初期までは如何なる高位者も取調の上では特別待遇をうけなかった。まさに貴賤を殊にせず小吏の取調をうけたということができ、獄吏こそ「貴」である、という周勃の言葉がさらにその重みを増してくる。或いはこうした裁判が成立する背景として、春秋戦国から秦漢帝国の成立に至るまでの、身分秩序の解体、及び再編への胎動を想定することが許されよう。

但し、全く貴賤の差が無視されたのではない。量刑に際しては身分差が考慮される。注目すべきはその際の目安となるのがすべて爵の高下であった、という点である。⑭に引かれた令文には「爵・賞によつて刑罰を免じることとはできない」と、⑮には「爵によつて刑罰を減免する、乃至贖をゆるすことはできない」とあり、爵によつて刑が減免される場合であったことを逆に窺わせる。また⑭から⑯の案件が上級に報告されているのは、被告が高位者であるためだが、その際の基準となるのは官秩ではなく爵位であった。⑭の被告は爵五大夫の獄史である。一介の獄史を裁くに当たつてわざわざ上申がなされたのは、彼が五大夫という高爵——二十等爵中第九等だが、税役免除の特権を伴い、一般人に無条件に賜与されることはない——を持つていたためであろう<sup>①</sup>。

筆者は先に高官を裁く際に皇帝の許可が必要になること、そして「高官」とされる基準が官秩の高下であり、且つその範囲が漢一代を通じて変化していることを指摘した<sup>②</sup>。漢代、少なくとも文帝以降は官秩の上での高位者に機械的に律令が適用されることはなく、彼らはいわば法の埒外にあった。この「法の埒外に置かれる者」の基準が《奏讞書》の時代、つまり秦から前漢最初期にかけては爵であったわけである。この変化に如何なる意味があり、そこから如何なる展望が開けるのか、今後の課題としたい。

① 山田一九九四にもこの点言及されている(九二頁)。

② 宮宅一九九六。



【引用文献表】

- 飯尾秀幸 一九九五 「張家山漢簡『奏讞書』をめぐって」(『専修人文論集』五六)
- 飯島和俊 一九九六 「解字義覚え書き——江陵張家山『奏讞書』所出の「解」字の解釈をめぐって——」(『江陵張家山漢簡』『奏讞書』——中国古代の裁判記録——)(『中国の歴史と地理』第一集)
- 池田雄一 一九九五 a 「江陵張家山『奏讞書』について」(『堀敏一先生古稀記念 中国古代の国家と民衆』汲古書院)
- 一九九五 b 「漢代の讞制について——江陵張家山『奏讞書』の出土によせて——」(『中央大学文学部紀要』史学科四〇)
- 一九九六 「春秋時代の治獄について——魯・衛の新出土案例——」(『中央大学東洋史学研究室編』『アジア史における制度と社会』(刀水書房)
- 池田雄一 一九九六 「江陵張家山漢簡『奏讞書』(一) 訳注稿」(『江陵張家山漢簡』『奏讞書』——中国古代の裁判記録——)(『中国の歴史と地理』第一集)
- 鶴飼昌男 一九九六 「建武初期の河西地域の政治動向——『後漢書』竇融伝補遺——」(『古代文化』第四八卷第一二号)
- 荆州地区博物館 一九八五 「江陵張家山三座漢墓出土大批竹簡」(『文物』一九八五年第一期)
- 敵 耕望 一九六一 「中国地方行政制度史 甲部 秦漢地方行政制度」(『中央研究院歷史語言研究所』「説江陵張家山出土『奏讞書』節記」(『アジア・アフリカ歴史社会研究』第二号)
- 滋賀秀三 一九九四 「清朝時代の刑事裁判」(『清代中国の法と裁判』(創文社))
- 謝 桂華 一九九一 「建武三年十二月候栗君所責寇恩事」考釈(『古村昌之訳』)
- 朱 紹侯 一九九六 「従『奏讞書』看漢初軍功爵制的幾個問題」(『中国社会科学院簡帛研究中心編』『簡帛研究』第二輯(法律出版社))
- 角谷常子 一九九六 「秦漢時代の簡牘研究」(『東洋史研究』第五五卷第一号)
- 張家山漢墓竹簡整理小組 一九八五 「江陵張家山漢簡概述」(『文物』一九八五年第一期)
- 一九九三 「江陵張家山漢簡『奏讞書』积文(一)」(『文物』一九九三年第八期)
- 一九九五 「江陵張家山漢簡『奏讞書』积文(二)」(『文物』一九九五年第三期)
- 陳耀鈞・閻頌 一九八五 「江陵張家山漢墓的年代及相關問題」(『考古』一九八五年第二期)
- 永田英正 一九八九 「居延漢簡の研究」(『同朋舎』)
- 彭 浩 一九九三 「談『奏讞書』中的西漢案例」(『文物』一九九三年第八期)
- 一九九五 「談『奏讞書』中秦代和東周時期的案例」(『文物』一九九五年第三期)
- 宮宅 潔 一九九六 「漢代請讞考——理念・制度・現実——」(『東洋史研究』第五五卷第一号)

梶山 明 一九八五 「秦の裁判制度の復元」(林巳奈夫編『戦国時代

出土文物の研究』京都大学人文科学研究所)

一九九二 「爰書新探——漢代訴訟論のために——」(『東洋

史研究』第五一卷第三号)

山田勝芳 一九九四 「境界の官吏——中国古代における冥界への仲介

者——」(『歴史』第八三輯)

李 学勤 一九九三 「《奏讞書》解説(上)」(『文物』一九九三年第八期)

一九九五 「《奏讞書》解説(下)」(『文物』一九九五年第三期)

Hulsewé, A.F.P. 一九五五 "The Administration of Justice", *Remnants*

*of Han Law*, Vol. I, Leiden: E.J. Brill, pp. 71f.

Mansvelt Beck, B.J. 一九八七 "The First Emperor's Taboo Character

and the Three Day Reign of King Xiaowen:

Two Moot Points Raised by Qin Chronicle un-

earthed in Shuhudi in 1975", *Young Pao*, Vol.

73, Livr. 1-3, pp. 68-85.

〔付記〕 本稿脱稿後、富谷至『秦漢刑罰制度の研究』(同朋社

示唆に富む指摘がある。

一九九八)を得た。その四一六頁にも『奏讞書』の成立に関して

(京都大学人文科学研究所非常勤研究員

Religious procedures and the process  
of identification of civic status in classical Athens

by

YAMAUCHI Akiko

In classical Athens, citizenship was restricted to the narrower group under the democracy which demanded the sovereignty of a small and homogeneous citizen body. Perikles' citizenship law of 451/0 B.C. defined that only children of two Athenians could be citizens (*πολίτης*) and thereafter citizenship became more legally fixed status. Though the law clearly required that a citizen's mother should be an Athenian (*ἄστυ*), be of civic birth (*πολίτις*), female civic status had been never juridically attested in Athenian society. The author examines religious rites which served as pseudo-legal acts and reveals that the procedure of 'introduction (*ἔισάγειν*)' to the phratry members, as described in the law court speeches, could effectively prove the civic status of both male and female Athenians by means of oaths and sacrifices. Furthermore, female civic status could also be testified in a sequence of rituals for the members of phratry or demesmen's wives, which was, conceptually, much the same process as for male citizens. Identification of Athenian civic status was achieved in the religious domain, and thus the contradiction within the legal system was solved by means of religious rituals.

Judicial Procedure in the Qin and Han Dynasties

by

MIYAKE Kiyoshi

From 1983 to 1984, bamboo strips were excavated at Zhangjiashan 張家山 in Jiangling 江陵. These strips include Zouyanshu 奏讞書, the model legal cases

reported to the higher authority. In this paper, utilizing these new materials, the author discusses the judicial procedure in detail, and extends the observation to the place where each procedure was done and the person who was in charge of it.

The judicial procedure began with noting down a deposition of each person concerned. If one deposition was inconsistent with the others, the persons who had made those depositions were interrogated. This is the next step of the judicial procedure, jie 詰 'to insist'. By this interrogation, the real facts of the case were made clear. After that, all facts that had been confirmed at that point were put together and compared with the depositions. This reconfirmation was called zhenwen 診問, 'to examine'. It was done by public officials only; the parties concerned did not participate. When the rank of the criminal and the facts constituting a crime were finally confirmed, the suitable law was applied.

This procedure was done under the supervision of the county, that is, xian 縣, or higher authority. Lower government offices, xiang 鄉 and ting 亭, were not allowed to supervise the judicial procedure; especially officials belonging to these offices were not granted the authority to judge legal cases. These offices, however, could be the place to take a deposition. Persons who did not need to appear at the county office testified there, and an official recorded their testimony and reported to the county. If the person whose deposition was needed was outside the jurisdiction of the authority which was supervising the procedure, then a summons was issued. This summons was called daishu 逮書.

In the judicial procedure, junior subalterns with stipends under 100 bushels played an important role. They were in charge of noting down a deposition and interrogating. In most cases, senior subalterns did not take part until the reconfirmation. Thus they had to judge by the written depositions and other data presented by junior subalterns. Therefore it can be said that junior subalterns virtually gave judgement in a case. Until the early Han period, nobody could escape from this procedure controlled by junior subalterns, even if he held a high rank. This fact reflects the collapse of the old hierarchy that had existed in the Spring and Autumn Period, and the increase of Imperial power.